



吸収合併に係る事前開示書面(変更)

(吸収合併存続会社:会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社:会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2025 年 11 月 20 日

SCSK株式会社

株式会社Skeed

2025 年 11 月 20 日

東京都江東区豊洲三丁目 2 番 20 号

SCSK株式会社

代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭



東京都目黒区目黒一丁目 6 番 17 号

株式会社Skeed

代表取締役社長CEO

白川 正人



吸収合併に係る事前開示書類(変更)

SCSK株式会社(以下「吸収合併存続会社」といいます。)及び株式会社Skeed(以下「吸収合併消滅会社」といいます。)は、2025 年 9 月 26 日付で吸収合併契約を締結し、2026 年 1 月 1 日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行うことといたしました。

本合併に関しまして、吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社は、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条、並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づき、事前開示事項を記載した書面を備置しておりますが、吸収合併存続会社は 2025 年 11 月 20 日に吸収合併消滅会社の全株式を取得し、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社を完全子会社化したことに伴い、開示事項に変更が生じたので、会社法施行規則第 191 条第 7 号及び第 182 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

なお、その他の事項については、2025 年 10 月 8 日付「吸収合併に係る事前開示書面」で既に関示した内容から変更はありません。

記

【変更後の事項】

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であることから、本合併において合併対価の交付は行いません。

以上